

## 社会福祉法人経営者協議会会則

(名称・性格)

第1条 本会は、三重県社会福祉法人経営者協議会と称し、三重県社会福祉協議会定款第2条(7)に基づき設置されるものである。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人にかかわる基本的課題を調査検討し、かつ、その実践をはかり、広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人の基盤確立のための調査・研究
- (2) 社会福祉法人の事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 会員に対する経営、財務、労務等の諸問題に対する相談事業
- (5) その他、目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、三重県内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人とし、これを代表する理事長、もしくはこれを代行しうる役員とする。

2 会員は、申込により入会するものとする。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会し、又は除名された場合には、すでに納入した会費は返還しない。

(退会)

第6条 会員が、本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもってその旨を届けなければならない。

(除名)

第7条 会員が、著しく本会の名誉を毀損したときは、総会の議決を経て除名することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 協議員 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 会長および副会長は、協議員会において互選する。

- 2 協議員は、総会において会員の中から選出する。
- 3 監事は総会において選出する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 協議員は、協議員会を組織し、総会の議決した業務を執行する。
- 4 監事は、本会の業務ならびに会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(協議員会)

第12条 協議員会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
  - (2) 事業報告および決算に関する事項
  - (3) 規程の制定および改廃に関する事項
  - (4) その他会長が付議した事項
- 2 協議員会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長があたる。
  - 3 特別の事情があるときに限り、会長は文書をもって意見を求め、協議員会に変えることができる。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
  - (2) 事業報告および決算に関する事項
  - (3) 規程の制定および改廃に関する事項
  - (4) その他会長が付議した事項
- 3 総会は、毎年1回以上会長が招集する。
  - 4 総会の議長は、会長があたる。
  - 5 会長は、会員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から21日以内にこれを招集しなければならない。
  - 6 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
  - 7 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三重県社会福祉法人経営青年会の設置)

- 第14条 本会の下部組織として、三重県社会福祉法人経営青年会を設置する。
- 2 三重県社会福祉法人経営青年会の運営にかかる会則は別に定めるところによる。

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を三重県社会福祉協議会に置く。
- 2 事務局は、必要に応じて職員を置くことができる。
  - 3 事務局の機構および運営に関し必要な事項は、協議員会の同意を得て、会長が別に定める。

(会計)

- 第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

- 第18条 この会則を変更しようとするときは、総会において3分の2以上の議決を必要とする。

(全国組織との関係)

- 第19条 本会は、全国社会福祉法人経営者協議会の支部的性格をもち、共同で事業を進める。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

- 1 この会則は平成4年4月1日から施行する。
- 2 この会則は平成5年4月1日から施行する。(一部改正)
- 3 この会則は平成7年4月1日から施行する。(名称変更等の一部改正)
- 4 この会則は平成11年5月19日から施行する。(青年経営者会の組織承認にともなう一部改正)
- 5 この会則は平成25年4月1日から施行する。(名称変更等の一部改正)

## 社会福祉法人経営者協議会会費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本会会則第5条第1項に規定する会費について定めるものとする。

(会 費)

第2条 会費は、年会費とし、前年度の資金収支計算書の事業活動収入により、次のとおりとする。

- (ア) 事業活動収入2億円未満の法人 33,000円  
(三重県経営協会費 3,000円、全国経営協会費 30,000円)
- (イ) 事業活動収入2億円超10億円未満の法人 65,000円  
(三重県経営協会費 5,000円、全国経営協会費 60,000円)
- (ウ) 事業活動収入10億円超の法人 105,000円  
(三重県経営協会費 5,000円、全国経営協会費 100,000円)

(納入時期)

第3条 会費は毎年6月30日までに納入するものとする。

付則

- 1 この規程は、平成5年度から適用する。ただし、会費の納入時期については、平成5年度は9月15日までとする。
- 2 この規程は、平成6年4月1日から施行する。(一部改正)
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。(一部改正)

4 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(第2条改正)

**補足**

「全国経営協会費」について

平成27年9月16日開催の全国経営協「協議員総会」において、三重県としては平成27年6月26日に実施した会員に対するアンケート結果に基づき、改定反対・現状維持で臨みましたが、「会費及び都道府県組織育成費規程」の改定が承認され、会費改定となりました。この件につきましては、10月30日付の文書（三社協福経第58号）で報告済みです。